

団体交渉に関する労働協約

国立大学法人広島大学(以下「大学」という。)と広島大学教職員組合(以下「組合」という。)は、
団体交渉について、次のとおり協約を締結する。

(団体交渉の手続)

第1条 団体交渉は、次の各号の手続に従って行うこととする。

- (1) 団体交渉の申入れ及び事項は、希望する日の1月前までに文書をもって相手方に通告する。
ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (2) 団体交渉の申入れがあった場合には、日時、場所、議題などに関して、申入れ日から起算して2週間以内に大学及び組合双方で打合せを行う。特に開催日時については、相手方の検討時間を考慮し、打合せの日から起算して概ね3週間以内の双方が合意した日時とする。
- (3) 団体交渉の交渉委員は、大学及び組合双方でその都度協議して定める。ただし、団体交渉を円滑に行うため、双方とも10名以内の員数とする。
- (4) 団体交渉の議事録を作成するため、大学及び組合は、書記をそれぞれ2名出席させることができる。ただし、書記は、大学の職員又は組合職員とする。

(交渉委員)

第2条 団体交渉の交渉委員は、次のとおりとする。

- (1) 大学側委員 学長が指名する役員又は職員
- (2) 組合側委員 組合の執行委員長が指名する組合員

(団体交渉の対象事項)

第3条 団体交渉の対象事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合員の労働条件に関する事項
- (2) 大学と組合の労使関係の運営に関する事項
- (3) その他大学及び組合双方が認めた事項

(交渉時間)

第4条 団体交渉の1回の交渉時間は、2時間を限度とする。ただし、大学及び組合双方の合意により、その時間を延長することができる。

(交渉委員以外の出席)

第5条 団体交渉には、交渉委員及び書記以外の者は、出席することができない。ただし、大学及び組合双方が承認した者については、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 団体交渉において問題の円滑かつ迅速な解決を図るため、大学及び組合双方は、次の各号に規定する事項を遵守する。

- (1) 交渉が予定時間を超過し、なお未了の場合は、相手方の意思を無視して更に交渉を継続しない。この未了の事項については、当該交渉日から起算して1週間以内に次回の交渉期日を

双方で協議することとする。

(2) 相手交渉委員と外部との間の通信連絡、出入りの自由を妨げるような行為をしない。

(交渉の打ち切り)

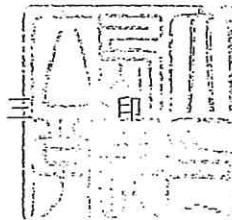
第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、大学又は組合のいずれか一方は、直ちに交渉を拒み、又は打ち切ることができる。

- (1) 本協約に規定する手続その他本協約に違反するとき。
- (2) 暴行、脅迫その他心身に圧迫を加える言動、個人を侮辱し、又はその名誉を毀損する言動その他不必要に個人の生活、心身の自由を脅かす言動を伴うとき。
- (3) 交渉する権限を有する代表者に対し、相手方がその権限を明示することを要求した場合において明示しないとき。

平成18年4月12日

国立大学法人広島大学

学長 牟田泰



広島大学教職員組合

執行委員長 佐藤清

